

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県福岡市博多区月隈一丁目10番18号

氏名 株式会社エスケー

代表取締役 坂本 尚紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞

許可の年月日 平成 26 年 6 月 5 日
許可の有効期限 平成 31 年 6 月 4 日



1. 事業の範囲 事業の区分 収集運搬 特別管理産業廃棄物の種類 廃石綿等 廃油

(積替え保管行為を含まない。) 以下余白

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チオウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、シラジン、チオカルブを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チオウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、シラジン、チオカルブを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チオウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、シラジン、チオカルブを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

鉍 さい
 燃え殻

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)
 (以上8種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができると高さ (積替え又は保管を行う場合に限る)
 積替・保管行為を含まない

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
 平成21年 6月 5日 変更届 (運搬施設)
 平成21年 7月23日 変更届 (運搬施設)
 平成21年11月17日 変更届 (運搬施設)
 平成22年 6月14日 変更届 (運搬施設)
 平成22年12月17日 変更届 (運搬施設)
 平成23年 8月 5日 変更届 (運搬施設)
 平成24年 3月23日 変更届 (役員、運搬施設)
 平成24年 8月27日 変更届 (代表者、役員)
 平成25年 4月23日 変更届 (役員、運搬施設)
 平成25年 6月24日 変更届 (運搬施設)
 平成26年 2月24日 変更届 (運搬施設)
 平成26年 5月 1日 変更届 (代表者)
 平成26年 6月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ (無) 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
 有